

## 制度設計専門会合の専門委員の追加指名について

### (趣旨)

電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第1項に基づき、当委員会の下に置かれている制度設計専門会合に、同条第3項に基づき、専門委員を追加指名する。

### 主なポイント

制度設計専門会合において、平成32年の法的分離を見据え、行為規制に係るルール整備のための調査・審議が本格化することに鑑み、以下の1名の専門委員を追加指名する。

### 追加指名する専門委員 (案)

- ・秋池 玲子      ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー& マネージング・ディレクター

### 制度設計専門会合メンバー (案)

#### (座長) (委員)

稲垣 隆一      稲垣隆一法律事務所 弁護士

#### (委員)

林 泰弘      早稲田大学大学院 先進理工学研究科 教授

圓尾 雅則      SMBC日興証券株式会社 マネージングディレクター

#### (専門委員)

秋池 玲子      ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー& マネージング・ディレクター

安藤 至大      日本大学総合科学研究所 准教授

岩船 由美子      東京大学生産技術研究所 特任教授

大橋 弘      東京大学大学院 経済学研究科 教授

草薙 真一      兵庫県立大学 経済学部 教授

新川 麻      西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

辰巳 菊子      公益社団法人日本消費生活 アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
常任顧問

松村 敏弘      東京大学 社会科学研究所 教授

山内 弘隆      一橋大学大学院 商学研究科 教授 (敬称略・五十音順)

※必要に応じ、一般送配電事業者、新規参入者等もオブザーバーとして参加。

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程(平成27年9月1日 20150901電委第7号)(抄)

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

- 2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。
- 3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。
- 4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。
- 5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。
- 7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。